

景観計画ガイドライン

建築物に係る事項

景観重要区域

沿道景観形成地区 編

令和 5 年 4 月 1 日版

滋 賀 県

目 次

I. 景観形成基準	1
II. 景観形成基準の解説	3
1. 敷地内における位置	3
2. 形態	6
3. 意匠	10
4. 色彩	12
5. 素材	21
6. 敷地の緑化措置	23
7. 樹木等の保全措置	29
III. 景観形成イメージおよび解説	35
1. 沿道景観形成地区のイメージ	35
2. 建築物のイメージ	36
①伝統的な専用住宅	36
②現代的な専用住宅（1）	37
③現代的な専用住宅（2）	38
④低層の共同住宅	39
⑤小規模倉庫・作業場	40
⑥小規模店舗	41

I. 景観形成基準

沿道景観の類型 行為	山地景観 	田園集落景観 	市街地景観 																						
1. 敷地内における位置	<p>(1)国道307号側の道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお道路からは、建築物の外壁は少なくとも2メートル以上後退すること。ただし、壁面線の統一の必要性や敷地の形状等を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。</p> <p>(2)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。</p> <p>(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。</p>																								
2. 形態	<p>(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。</p> <p>(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または山りょうもしくは樹林地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。</p> <p>(3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。</p> <p>(4)屋上に設ける設備は、できるだけ自立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難い場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。</p>																								
3. 意匠	<p>(1)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。</p> <p>(2)大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。</p> <p>(3)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難い場合にはこれを模したものとすること。</p>																								
4. 色彩	<p>(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。</p> <p>(2)外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。</p> <p style="text-align: right;">遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> <tr> <th>上限値</th> <th>下限値</th> <th>上限値</th> <th>下限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10G</td> <td>6以下</td> <td>3以上</td> <td>8以下</td> <td rowspan="3">2以上</td> </tr> <tr> <td>0.1BG~10RP</td> <td>3以下</td> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			色相	彩度	明度	彩度	明度	上限値	下限値	上限値	下限値	0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上	0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下	無彩色	—	3以上	—
色相	彩度	明度	彩度		明度																				
	上限値	下限値	上限値	下限値																					
0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	2以上																					
0.1BG~10RP	3以下	3以上	4以下																						
無彩色	—	3以上	—																						
	<p>※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。</p> <p>※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。</p> <p>(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。</p> <p>(4)周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。</p>																								
5. 素材	<p>(1)周辺景観にじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。</p> <p>(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。</p> <p>(3)できるだけ、石材、木材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したものとすること。これらの素材を用いることができない</p> <p>(4)伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難い場合はこれを模した素材とすること。</p>																								

沿道景観の類型 行為	山地景観 山	田園集落景観 田	市街地景観 市
	い場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。		
6. 敷地の緑化措置	<p>(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。</p> <p>(2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものにあっては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあっては、この限りでない。(100平方メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数以上の高木を、遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和するとともに、景観形成基準「形態(2)(3)」「意匠(3)」への適合を要しないこととする。</p> <p>(3)道路から後退してできる空地には、少なくとも中木1本相当により緑化すること。敷地間口(出入口の幅を除く)を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。</p> <p>(4)建築物が周辺景観と融合し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。</p> <p>(5)大規模建築物にあっては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。</p> <p>(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p>		
7. 樹木等の保全措置	<p>(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(2)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合には、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>		

II. 景観形成基準の解説

1. 敷地内における位置

【基準（敷地境界からの後退）】

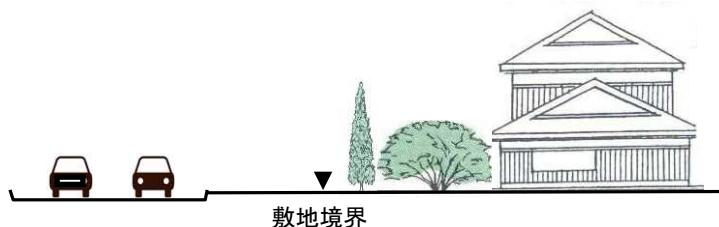
(1) 国道307号側の道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。なお、道路からは、建築物の外壁は少なくとも2メートル以上後退させること。ただし、壁面線の統一の必要性や敷地の形状等を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。

類型：山、田、市

■ 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりある緑豊かな沿道景観を形成するため、国道307号側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保するようにしましょう。
- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。

敷地境界からの後退のイメージ

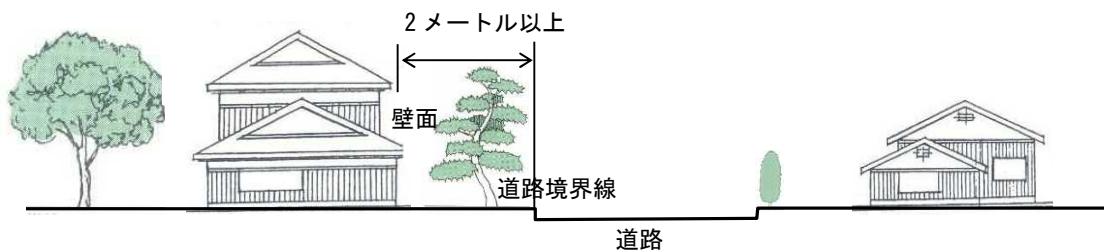


【基準（外壁の後退距離）】

■ 建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退する

- ・道路景観にゆとりを持たせるとともに、緑豊かな沿道景観を形成するため、道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。

外壁後退のイメージ



◇外壁の後退距離の2メートルとは

一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられます。

■壁面線の統一の必要性

- 歴史的な街道沿いで、伝統的な様式の建築物などが概ね2以上連続している場合は、街並みの連續性を保つため、周辺の建築物などの壁面線にあわせた形態、意匠としましよう。
- 伝統的な様式の建築物などが1棟しかない場合においても、景観上特に重要な建築物である場合には街並みの連續性に配慮しましよう。

壁面線の統一のイメージ



【基準（配置）】

(2)敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。

全類型

■釣合いよく配置する。

- ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、建築しようとする建築物を敷地内の既存建築物等の規模も併せて考えながら配置しましょう。
- 街並み全体の景観の向上を図るために、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等にも配慮しましょう。

釣合いのよい配置イメージ



(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。

全類型

■敷地内の樹木を修景に生かせるよう配慮する。

- ・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物などの配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。

敷地内の樹木の活用イメージ



2. 形 態

【基準（周辺景観との調和）】

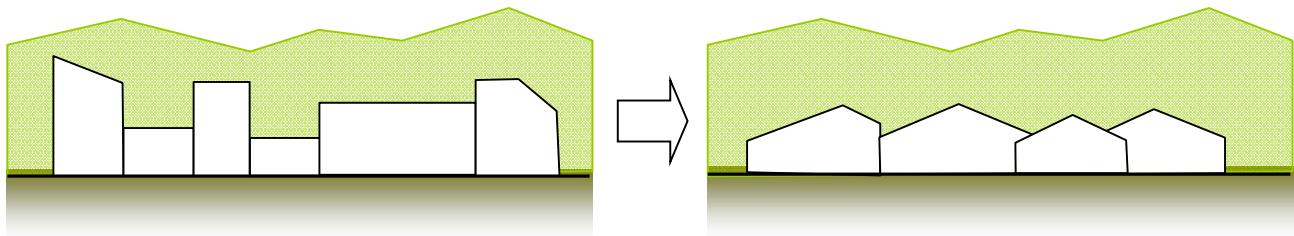
(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

全類型

■周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- ・一体性のある良好な街並み景観を形成するため、周辺の自然景観や既存の建築物などの形態のまとまりに配慮しましょう。
- ・一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、街並みに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにしましょう。

全体的にまとまりのある形態のイメージ



【基準（勾配のある屋根）】

(2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または山りょうもししくは樹林地がある地区では、原則として、勾配のある屋根を設けること。

全類型

■周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または周辺に山りょうもししくは樹林地がある地区にあっては、原則として、勾配のある屋根を設ける。

- ・建築物の多くが勾配屋根をもった地区においては、それ以外の屋根形態の建築物が入り込むことにより、極度に違和感を感じさせる屋根の形態は避けましょう。
- ・樹林地や山りょうの近傍にあっては、勾配屋根の地区と同様に背景自体が勾配を持つ“輪郭”的なものであり、このような地区にあっても極度に違和感を感じさせる屋根の形態は避けましょう。

△周辺の建築物の多くとは

建築物の敷地境界線から 30 メートル以内にある主要な建築物の 7 割以上をいいます。

建築物の多くが勾配屋根をもった地区のイメージ



■原則として、勾配のある屋根を設けること。

- ・屋根の勾配の基準は、原則2/10～7/10とし、4/10～5/10を推奨します。
- ・屋根の勾配が3/10以下または6/10以上の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・勾配のある屋根の設置が必要のない地区についても、勾配のある屋根の設置や勾配のある屋根を模したパラペットの設置に努めましょう。
- ・勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻などの設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要です。

伝統的な建築物の屋根の勾配



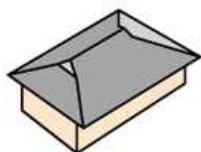
勾配のある屋根を模したパラペット



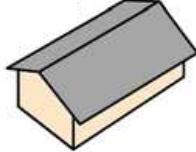
(資料:滋賀らしい環境こだわり住宅)

勾配のある屋根の種類

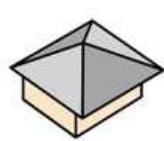
①入母屋屋根



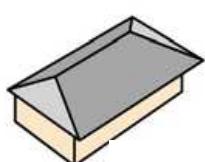
②切妻屋根



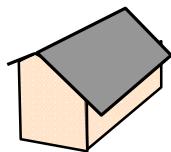
③方形屋根



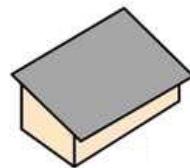
④寄棟屋根



⑤招き屋根



⑥片流れ屋根



【基準（軒の出）】

(3) 勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。

全類型

■原則として、適度な軒の出を有する。

- ・勾配屋根に適度な軒の出があることは、建物の形態に一層の安定感が生じ、また、その陰影効果により、建築物の景観の向上にもなります。
- ・適度な軒の出の基準は、75cm以上を推奨します。
- ・軒の出が25cm以下の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・なお、建築物が相当の密度で建ち並んだ場合、一連の建築物群として一つの景観となることや、併せて狭小宅地等における敷地の余裕がない場合はこの限りではありません。

適度な軒の出



【基準（屋上に設ける設備等）】

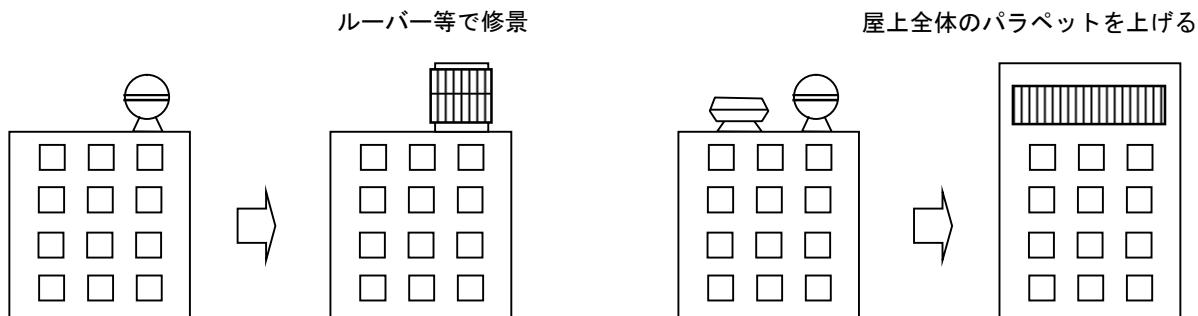
(4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難い場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。

全類型

■できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。

- ・高架水槽やクーリングタワーといった設備類は、規格品のものが多く、これら無機質な設備類は周辺の景観を大きく損なうおそれがあります。
- ・屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとしましょう。
- ・屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー等で遮へいしましょう。
- ・テレビアンテナも景観を阻害する要因ともなります。このため、できるだけ公共空間から直視できないような位置や高さに設置しましょう。
- ・屋根の形状や色彩と異なるソーラーパネル（太陽光パネル）も景観を阻害する要因となります。このため、ソーラーパネルを使用する場合は、太陽光発電設備等の景観形成基準に適合させ、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。

屋上に設ける設備等の修景のイメージ



ルーバー等による修景例



屋上全体の修景例



（資料：埼玉県）

3. 意匠

【基準（壁面の陰影効果）】

(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。

全類型

■ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮する。

- ・建築物の大規模で平滑な壁面は、味気ない印象をあたえます。
- ・これを軽減させ、周辺環境との調和を図るため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにしましょう。

陰影効果のイメージ



開口部



目地 やはつり仕上げ



タイル等の素材

【基準（意匠の配慮）】

(2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。

全類型

■ 大規模建築物にあっては、意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。

- ・大規模建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感をあたえがちになります。
- ・大規模建築物の意匠は周辺の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮しましょう。
- ・壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減するようにしましょう。

【基準（地区特性との調和）】

(3)周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難い場合にはこれを模したものとすること。

類型：田、市

■伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の様式を継承した意匠とする。

- ・入母屋や切妻の勾配屋根に日本瓦、壁には漆喰や板貼りといった伝統ある素材や意匠の建築物で形成された集落は、重厚な風格を有し、湖国を代表する風景のひとつです。
- ・これらの建築物群の中に、様式を異にする建築物が出現した場合、違和感をあたえることから、これらの地域においては特色ある風景を守っていくため、周辺の建築物の様式を継承するとともに、様式を模したものとしましょう。

伝統的な様式の建築物



4. 色 彩

【基準（周辺環境等との調和）】

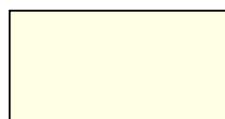
(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観および敷地内の状況との調和を図ること。

景観類型：山、田、市

■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。

- ・ “けばけばしい色彩”は、違和感をあたえ、浮きだしてしまう恐れがあるため、これを避けましょう。
- ・ “けばけばしい色彩”とは、色相自体にもその印象をあたえるもの（例えば、むらさき、ピンク等）があり、また彩度や明度が極端に高いものもこれに含まれます。
- ・ 明色を使用するときは“オフホワイト（色味を帯びた明色）”、暗色を使用するときは“カラードグレー（色味を帯びた暗い灰色）”等が望ましいと考えられます。

オフホワイト



カラードグレー



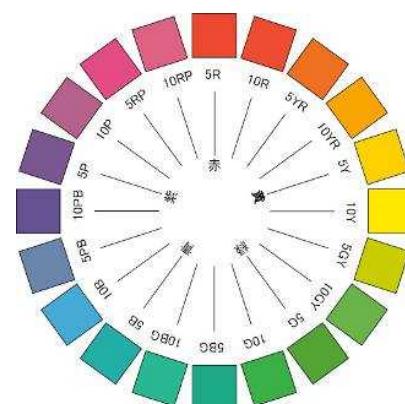
◇色彩とは

色彩は、色相（色あい）、明度（あかるさ）、彩度（鮮やかさ）の三要素からなっており、そのいずれかが変化することにより色彩が微妙に変わります。

これらの変化による色彩について、国際的な尺度である“マンセル表色系”を用いて表現することが多くなっていることから、本書でもこの“マンセル表色系”によって表現することとします。

<色相>

色あいを表します。赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5色と、それぞれの間の黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の5色の中間色相を加えた10色の色相が基本になります。



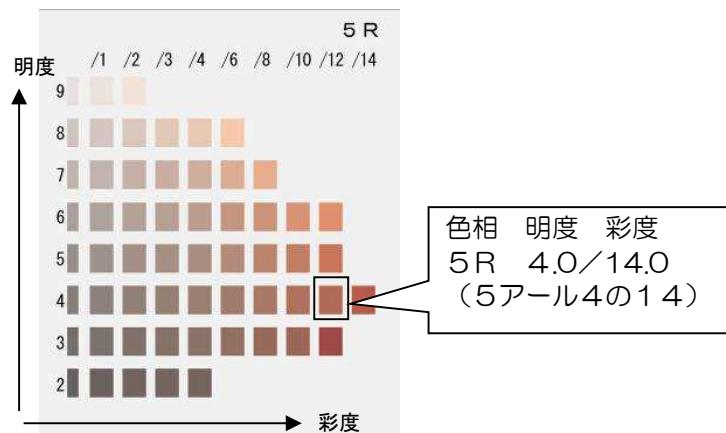
<マンセル色相環>

<明度>

明るさを表します。完全な黒を0、完全な白を10として、この間を等間隔に1段階に分けたものです。

<彩度>

鮮やかさを表します。色のない無彩色を0として色の鮮やかさの度合いにより数字を大きくしていきます。なお、彩度は上記の色相と明度によって最大値が異なっています。

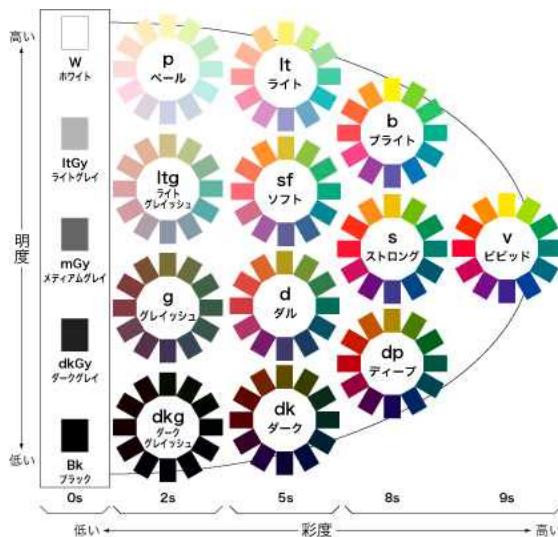


<色相5Rの明度と彩度>

<色調>

色彩の三要素のうち、「明度」と「彩度」を組み合わせたものを「色調(トーン)」と言います。

一般に、明度と彩度の組み合わせが似ている色彩は、色相が異なっていても同じ印象をあたえることができます。



資料：日本色研トーン分類

<トーン色相表>

【基準（基調色）】

(2)外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。 全類型

遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和

色相	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R~10G	6以下	3以上	8以下	
0.1BG~10R P	3以下	3以上	4以下	2以上
無彩色	—	3以上	—	

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

■外観および屋根の基調色は、色相に応じて上限値と下限値を規定する。

- ・基準では、基調色、副基調色について、彩度の上限値、明度の下限値を定めています。
- ・基調色では推奨値を設定しています。副基調色については「おすすめ色」「ご遠慮色」を、強調色については「おすすめ色」のみを示すこととし、推奨値の設定は行いません。
- ・強調色として認める範囲は、5%程度までとします。5%を超えると「副基調色」となるため、使用できる色に制限がかかります。
- ・屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用することとします。
- ・屋根には日本瓦の黒、グレー、茶などを採用することを推奨します。

べんがらを使用した建築物

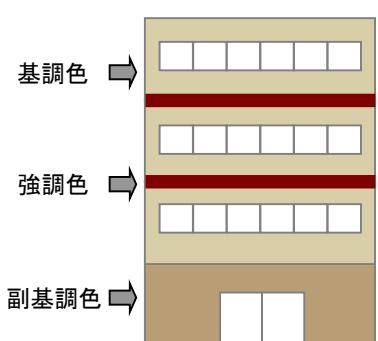


(資料：社団法人びわこビジターズビューロー)

◇基調色とは

本ガイドラインでは、建築物などの外壁の色彩を基調色、副基調色、強調色に分けて考えます。

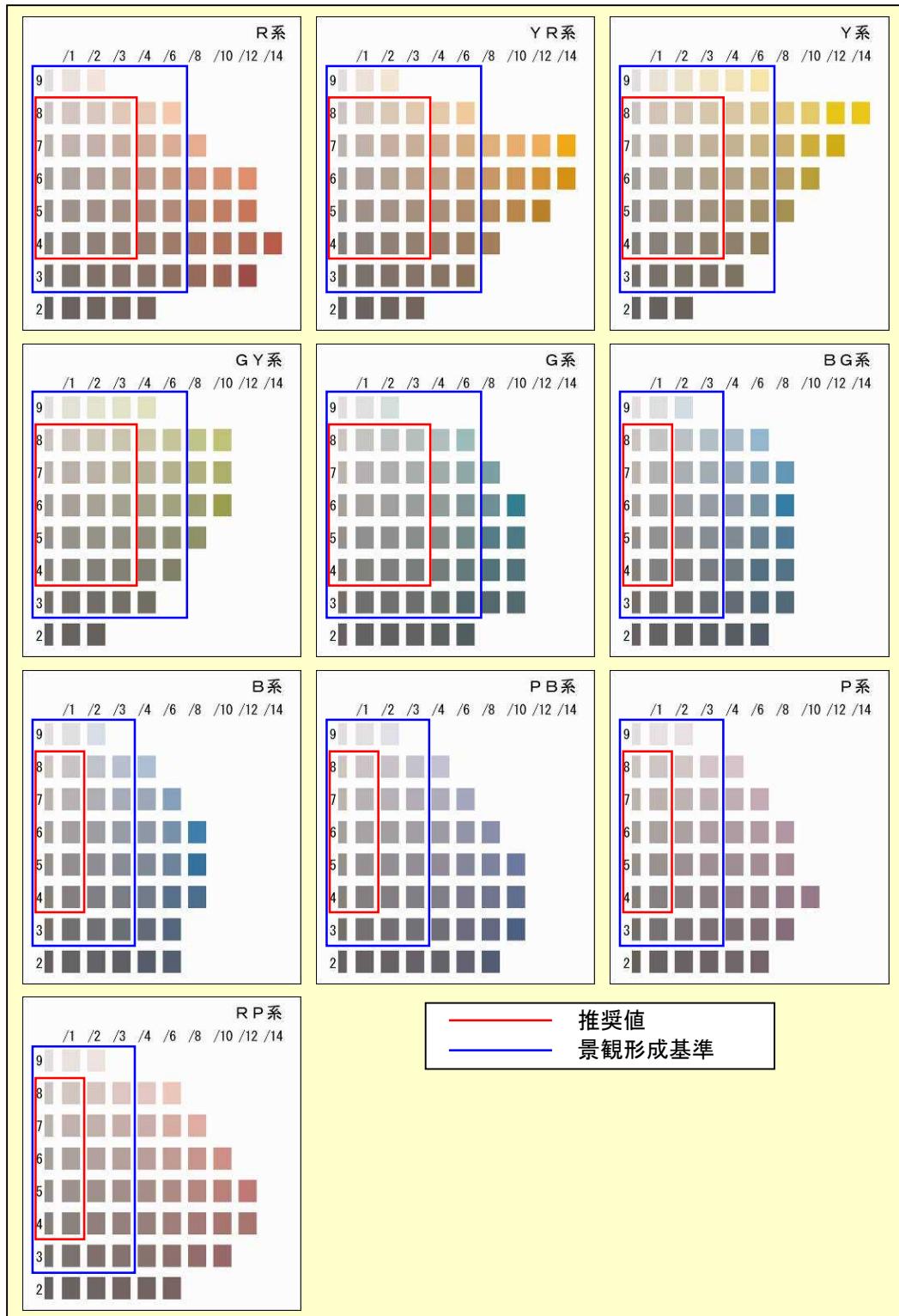
分類	内 容	面積
基調色	最も大きな面積を占めます。 基調色の色が街並みに大きく影響します。	70%
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。 基調色を引き立て、安定させます。	25%
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。 強調色を用いることで、単調な配色に変化や動きを与えることができます。	5%



■建築物における色彩景観の考え方

- ・沿道建築物と周辺の山並みなどが調和した、落ち着きのある景観を形成するため、彩度の低い色、自然素材に近い色を採用するような配慮が必要です。
 - ・歴史的な街並みの残る地区などにおいては、彩度の低い色を採用することにより、落ち着いた印象をあたえることができ、周辺とも調和しやすくなります。
 - ・基調色はできるかぎり下図の赤線の範囲のものとして下さい。また「パレット SHIGA」のおすすめ色とご遠慮色を参考にして下さい。

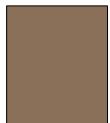
＜基調色の基準＞



＜参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色＞

＜基調色＞

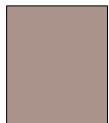
おすすめ色



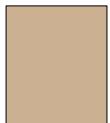
7.5YR4/3



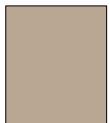
10YR5/3



10YR6/2

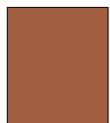


10YR7.5/2

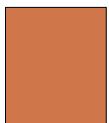


2.5Y7/1

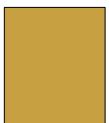
ご遠慮色



10R4/8



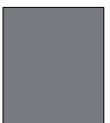
10R6/8



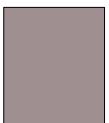
5Y7/8



5B9/2



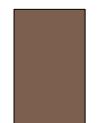
10B5/4



2.5P6/3

＜副基調色＞

おすすめ色



2.5YR3/4



N4



7.5YR3/3



10YR4/3

ご遠慮色



5Y9/1



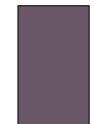
10YR6/8



5R4/8



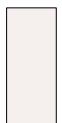
7.5GY5/6



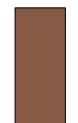
7.5PB3/8

＜強調色＞

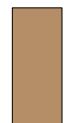
おすすめ色



N9.5



10R3/6



7.5YR6/4

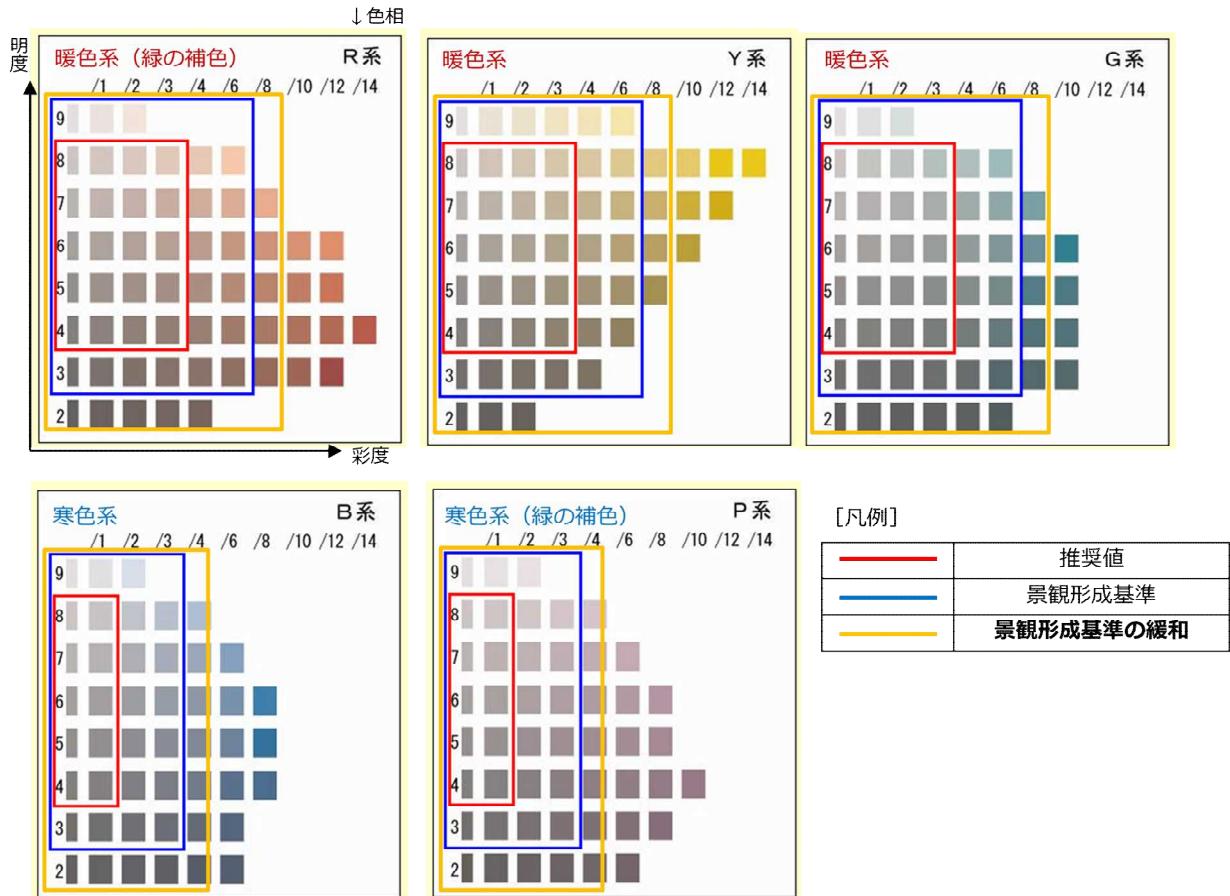


N2

※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

■遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和の考え方

- 遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および、遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、以下のとおり色彩基準を緩和します。※「遮蔽植栽の条件」および「効果的の考え方」については、「6. 敷地の緑化措置」を参照



【基準（色の組み合わせ）】

(3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。

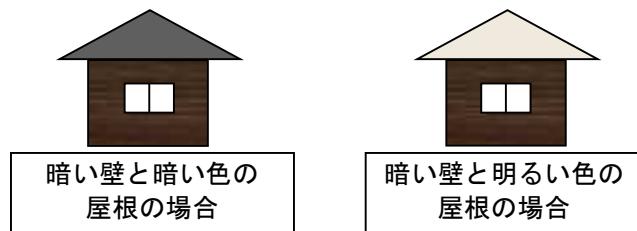
全類型

■色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるように配慮すること。

- この基準は、個々の建築物において複数の色彩を使用する場合についての配慮すべき事項です。
- 建築物の外観の色を検討するときには、面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わることを考慮する必要があります。
- 色彩計画を行う場合、これらの性質を十分把握し、まとまりと落ち着きが出るよう色の組み合わせを考える必要があります。

- 特に、複数の色を使用する場合は、屋根と外壁、および、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- 例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象をあたえることがあります。
- 建築物相互においても、背後に明色の大きな建築物、その前に暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物はより小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることに留意が必要です。

屋根と外壁の色の組み合わせのイメージ



【基準（対比する色相）】

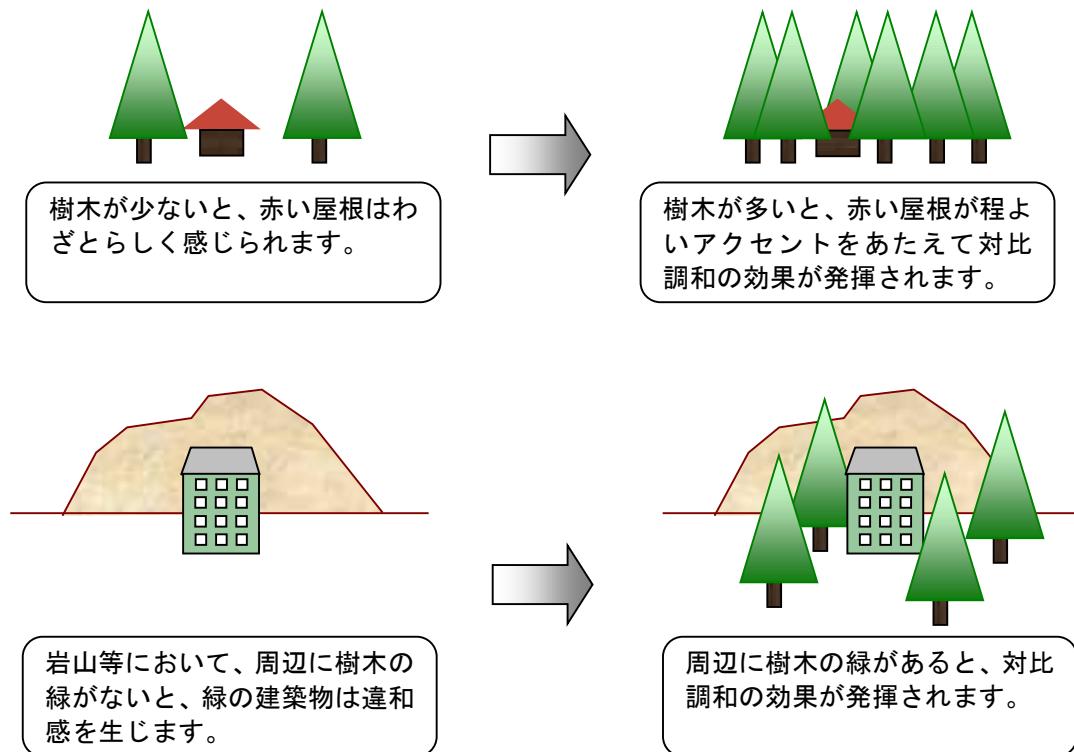
(4)周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

全類型

■対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう配慮すること。

- ・良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調（明度や彩度）や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- ・したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。また、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。
- ・岩山等（茶系色）において、緑や青の建築物を建てた場合、色相的には対比となりますが、周辺に樹木等の緑がない場合には違和感が生じることになります。

対比調和のイメージ



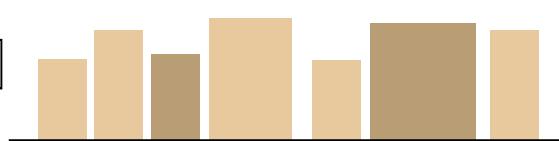
◇調和とは

色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。「類似調和」は、色相やトーンを一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象をあたえることができます。

一方、「対比調和」は、周辺の色彩と色相、トーンなどを差の激しいものとして、強調した印象をあたえることができます。

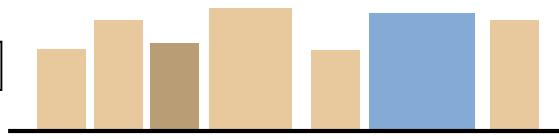
「基調色」は「類似調和」とし、周辺の色彩と調和するように配慮することが必要です。

類似調和



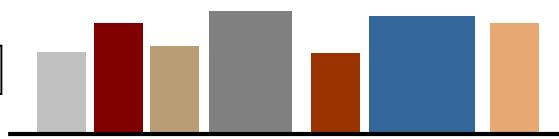
色相やトーンを一定の範囲にそろえることにより、調和したイメージが感じられます。

対比調和



地域のランドマークとなる建物について、対比調和を行うことにより、街並みにアクセントをあたえることができます。

不調和



個々の建物が、目立とうとすると、街並みが雑然となります。

5. 素材

【基準（持続性に優れた素材の使用）】

(1)周辺景観にじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。

全類型

■周辺景観にじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。

- ・建築物の外装の素材はさまざまであり、その使用によって、重厚な印象、軽快な印象、暖かい印象、冷たい印象等を感じさせます。
- ・外壁の素材を選択する場合、周辺の景観印象に馴じむ素材を使用し周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
- ・良好な景観を長期間にわたって維持していくためには、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。

【基準（避けるべき素材）】

(2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

全類型

■冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。

- ・素材によって、冷たさや柔らかさなどが感じられます。
- ・一般的に、土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用されており、このなかに、アルミやステンレス、ガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を大量に使用すると、周辺の落ち着いた雰囲気から際立った印象をあたえることもあります。

【基準（自然素材の使用）】

(3)できるだけ、石材、木材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。

類型：山

■できるだけ、石材、木材等の自然素材を用いる。

- ・山地類型は自然性も高く、これらの地域では自然素材が主に使用されています。
- ・これらの地域に建築物を建てる場合は、景観に一貫性を持たせるため、自然素材を使用するとともに、難しい場合は同様の素材感を有するものを用いましょう。

- 建築物の規模や、部分によって自然素材等を使用することができない場合は、周辺の自然と人工物である建築物の一体感をもたせるため、建築物の周囲を緑化するようにしましょう。

【基準（周辺景観と調和した素材の使用）】

(4) 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難い場合はこれを模した素材とすること。 類型：田、市

■ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とする。

- 入母屋や切妻形態の勾配屋根に、瓦、漆喰壁、板壁といった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎをあたえてくれる風景となっています。
- 田園集落類型にあっては、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するようしましょう。

日本瓦・焼杉



漆喰壁



6. 敷地の緑化措置

【基準（緑化措置）】

(1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。

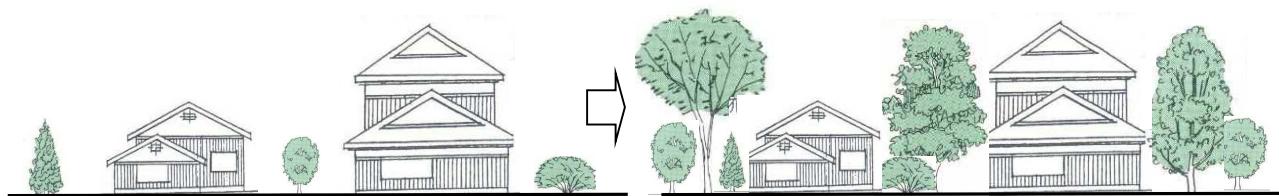
全類型

■ できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じる。

- ・緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季おりおりに変化することとあいまって景観に潤いをあたえるものです。
- ・建築物等の敷地には、緑あふれる潤いのある風景を創っていくため、樹高、樹冠も含めてできるだけ多くの緑量を確保しましょう。

敷地内の緑化のイメージ

できるだけ多くの緑化を図る



【基準（緑化面積の算定）】

(2) 大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるものにあっては、原則として、それらの敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあっては、この限りでない。（100平行メートルあたり1本以上の高木を植えること。必要本数の高木を、遮蔽植栽として効果的に設置する場合、および遮蔽に限らず、当該建築物において周囲の景観との調和が認められる場合、景観形成基準「色彩」を緩和するとともに、景観形成基準「形態（2）（3）」「意匠（3）」への適合を要しないこととする。）

全類型

■ 1.0ヘクタール以上であるものにあっては、敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化とする。

- ・緑化面積は次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合はどちらか一方の面積を緑化面積とします。

なお、これらの緑化面積の中には、敷地面積 (m^2) の 20 パーセントに $1/20$ を乗じた値以上の本数の高木を含むものとします。

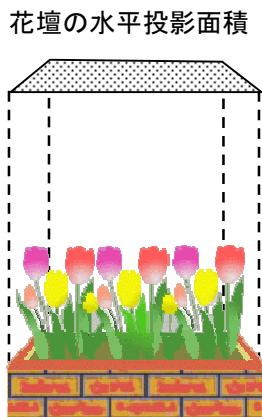
敷地面積 (m²) ×20/100×1/20=その敷地に必要な高木植栽本数
(敷地面積 100 m²当たり 1 本)

緑化面積の算定基準

種類	定義	算定面積
①樹木 ※樹木毎の樹冠の水平投影面積の合計（一致する部分を除く）	高木（高さ 4m以上のもの）1 本につき	13.8 m ²
	中木（高さ 1m~4m未満のもの）1 本につき	8.0 m ²
	低木（高さ 1m未満のもの）1 本につき	3.8 m ²
	低木（高さ 1m未満のもの）1 株につき	1.0 m ²
②生垣	公道に接する生垣の緑化面積	生垣の高さ×長さ
	公道以外に接する生垣の緑化面積	生垣の幅×長さ
③芝、その他地被植物	覆われている土地の面積	地表を覆った水平投影面積
④花壇、プランター	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑤屋上緑化	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑥壁面緑化	ツル性植物等に覆われている壁面	水平延長×1.0m 但し、傾斜した壁面では水平投影面積
⑦その他	噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石、日陰棚等の修景施設及び透水性舗装	水平投影面積

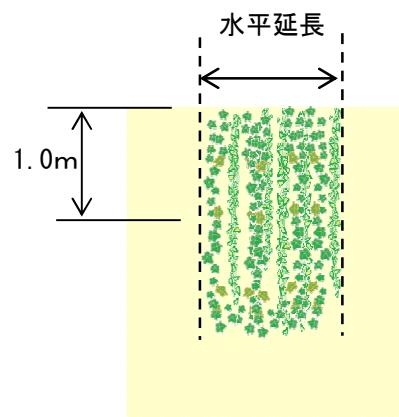
花壇、プランターの緑化面積

花壇、プランターの水平投影面積とします。



壁面の緑化面積

水平延長×1.0mとします。



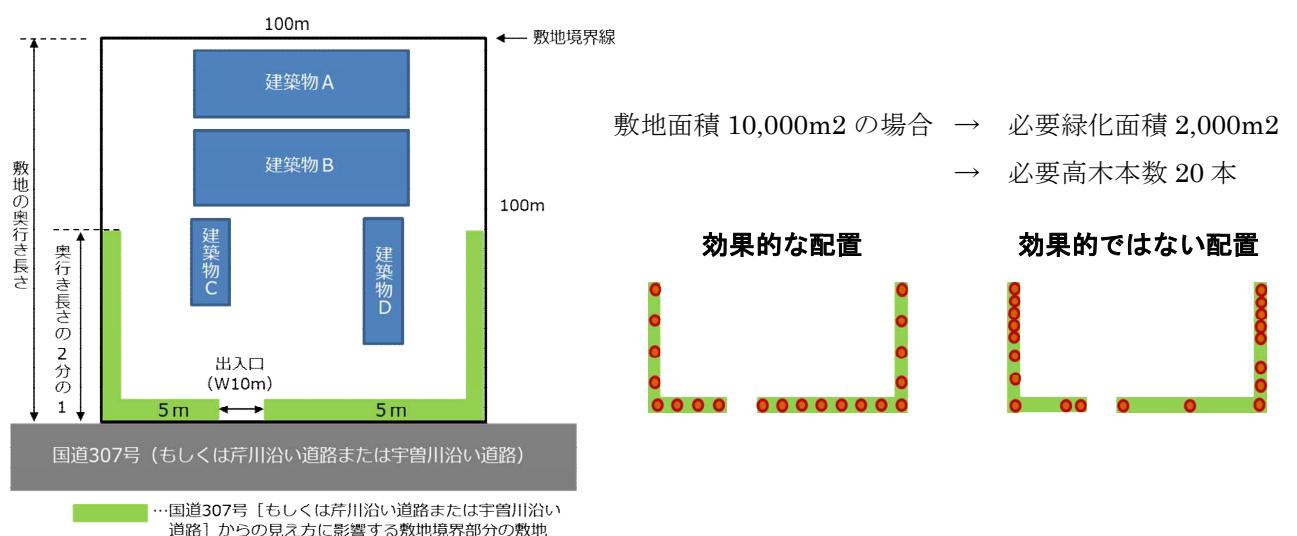
■遮蔽植栽の条件について。

- ・以下のすべての条件を満たす植栽は「遮蔽植栽」として扱うことができます。
①「国道 307 号からの見え方に影響する敷地境界部分の敷地」（下図 緑色部分）内に植えるものであること
②樹高 10m 以上に育つ常緑樹であること

■ 「効果的」の考え方について。

- ・以下のすべての条件を満たす場合、効果的として扱うことができます。

- ①接道部分の敷地に優先的に配置している
 - ②偏りを避け、できる限り均等に配置している



【基準（空地の緑化）】

(3) 道路から後退してできる空地は、少なくとも中木1本相当により緑化すること。敷地間口（出入口の幅を除く）を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。

類型：山、田、市

■ 後退してできる空地は、少なくとも中木1本相当により緑化すること。

- ・山地類型、田園集落類型、市街地類型では、樹木を立体的に活用し、道路に緑の潤いをあたえることに併せて、遮へいを図るため、少なくとも中木1本相当による緑化に努めましょう。

■ 敷地間口（出入口の幅を除く）を生垣等によりすべて緑化する場合、建築物にかかる景観形成基準「色彩」を緩和する。

- ・敷地間口を緑化する生垣の高さは原則1.5m以上とします。
- ・色彩にかかる緩和の考え方は以下とします。

遮蔽植栽を効果的に行った場合の緩和

色相	彩度	明度	彩度	明度
	上限値	下限値	上限値	下限値
0.1R～10G	6以下	3以上	8以下	2以上
0.1BG～10RP	3以下	3以上	4以下	
無彩色	—	3以上	—	

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

【基準（樹種・樹木の配慮）】

(4) 建築物が周辺景観と融合し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。

全類型

■ 建築物が周辺景観と融合するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・建築物等の敷地の緑化は、建築物等が持つ個々の美しさが、その樹木によって助長され、さらにひきたてられることになります。
- ・樹木の配置については、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するよう努めましょう。
- ・樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さに見合う樹高となる樹種や、建築物等のボリュームに見合う樹冠となる樹種とともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。

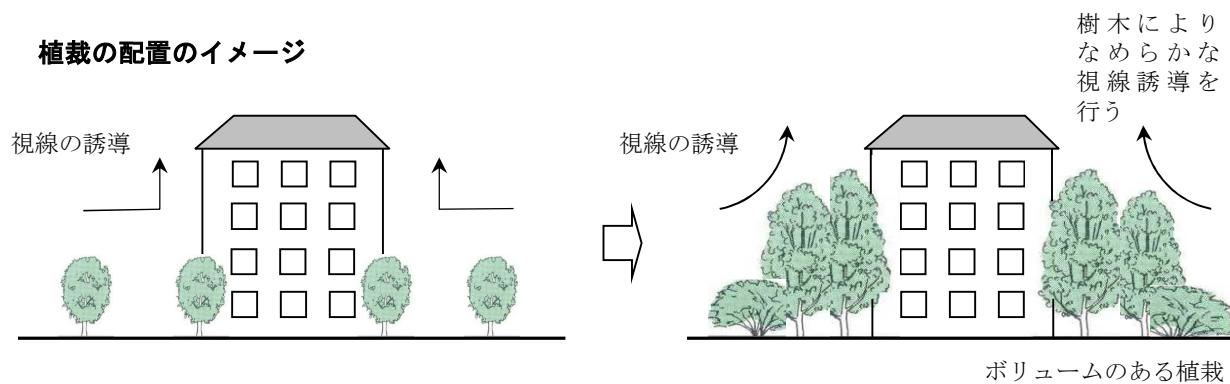
【基準（大規模建築物の緑化）】

(5) 大規模建築物にあっては、周囲に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。全類型

■ 大規模建築物にあっては、その高さを考慮した樹種および樹木とその植栽位置を考慮する。

- ・ 大規模建築物は、周囲が広大な田園や低層の建築物のなかにあっては、平面的な広がりと建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感をあたえてしまいます。
- ・ 突出した印象をあたえる大規模建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。

植栽の配置のイメージ



【基準（樹種の調和）】

(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。全類型

■ 植栽に当たっては、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- ・ 樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ成長しないばかりか枯死する場合もあり、植栽地の気象条件や土壌条件を十分考慮して樹種を選定する必要があります。
- ・ 樹種の選定に当たっては、その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけているものであるため、植栽計画に当たっては、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を採用し、外来種の採用はできるだけ避けましょう。
- ・ また、バランスのとれた植栽を行うため、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）を十分考慮しま

しょう。

◇自然植生とは

その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことです。

なお、樹種の選定に当たっては、参考資料の樹種を参考としましょう。

7. 樹木等の保全措置

【基準（樹林の保全・活用）】

(1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。

全類型

■ 敷地内に生育する樹林についてはできるだけ残す。

- ・敷地内に生育する樹林は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。
- ・やむを得ず伐採の必要が生じた場合は、周辺景観への影響に配慮し、必要最小限にとどめましょう。

(2) 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難い場合には、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

全類型

■ 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- ・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物などの配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。



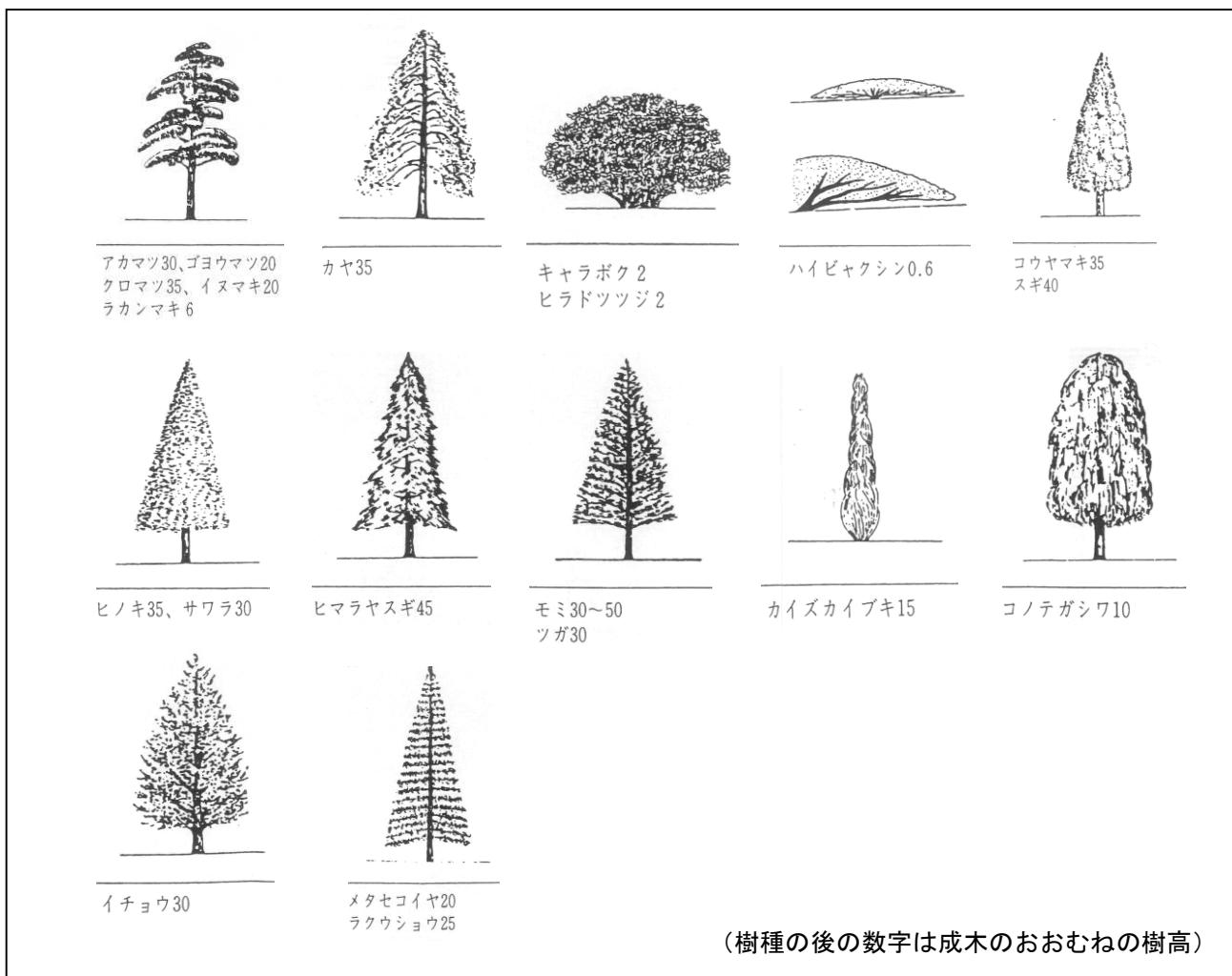
参考資料

一般的に使用される緑化木、造園樹木で滋賀県において成育可能なものには次のようなものがあります。

注：表中下線を引いた樹木は高木となりうるが、通常、緑化木、造園木としては高木以外の樹木として利用されるもの。

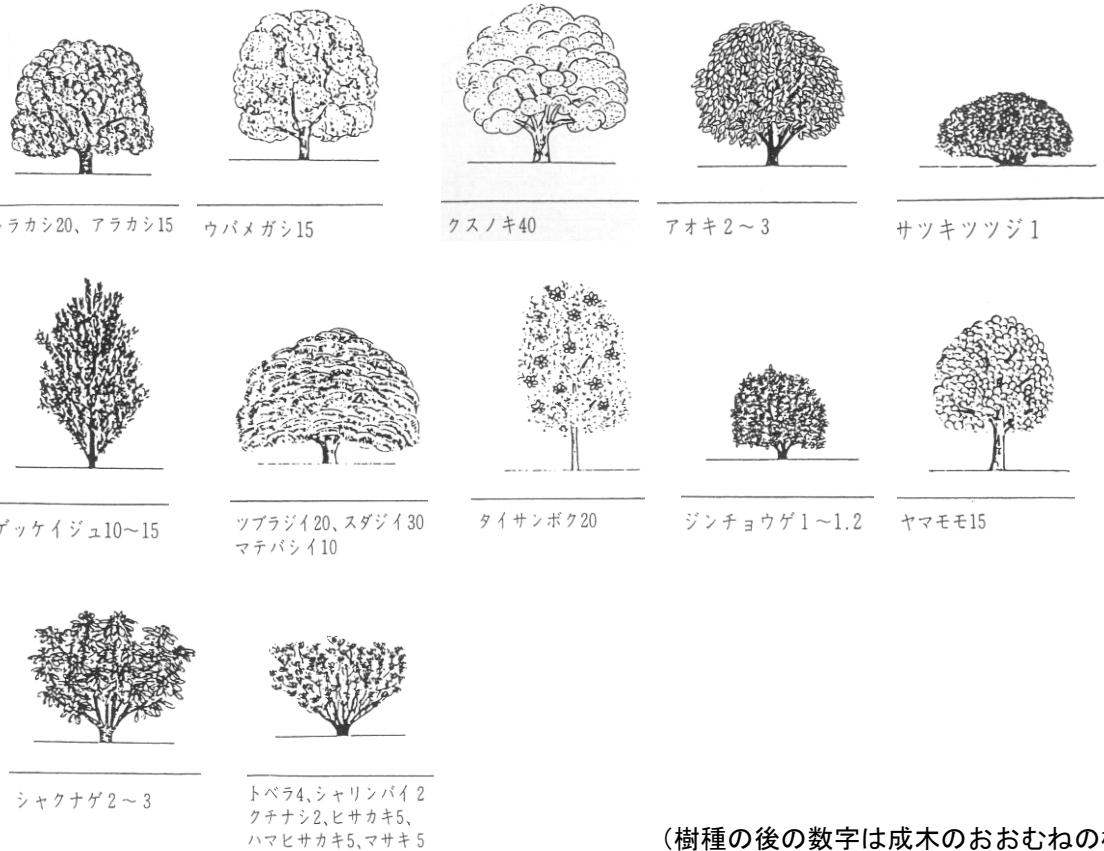
			高木 (成木に達したとき、おおむね4メートル以上になる樹木)			高木以外の樹木		
針葉樹	常綠樹	樹高10メートル以上になるもの	アカマツ	カヤ	クロマツ	キャラボク ハイビャクシン		
		コウヤマキ		サワラ	スギ			
		ヒノキ		ヒマヤラスギ	ゴヨウマツ			
落葉樹		ツガ		モミ				
		樹高10メートルに満たないもの		カイズカイブキ	コノテガシワ	ラカンマキ		
		イヌマキ						
落葉樹		樹高10メートル以上になるもの	イチョウ	メタセコイア	ラクウショウ			

針葉樹

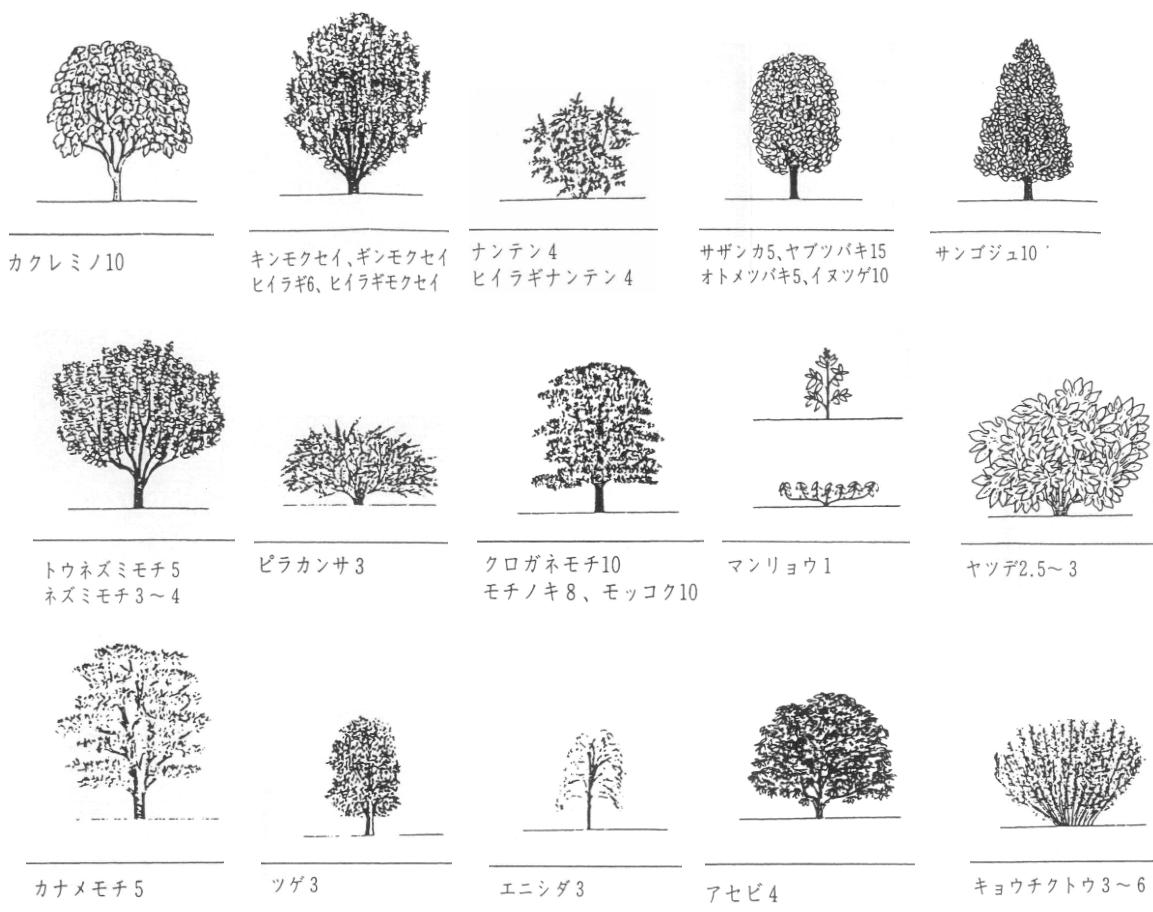


		高木 (成木に達したとき、おおむね4メートル以上になる樹木)			高木以外の樹木		
広葉樹	常緑樹	樹高 10 メートル以上 になる もの	アラカシ	ウバメガシ	クスノキ	アオキ	アベリヤ
		クロガネモチ	ゲッケイジュ	ツブライ	クチナシ	サツキツツジ	
		シラカシ	タイサンボク	モッコク	シャリンバイ	ジンチョウゲ	
		ヤマモモ	スダジイ	ヤブツバキ	シャクナゲ	トベラ	
落葉樹	常緑樹	樹高 10 メートルに満たない もの	オトメツバキ	カクレミノ	キンモクセイ	ナンテン	ネズミモチ
		ギンモクセイ	サザンカ	サンゴジュ	ハクチョウゲ	ヒイラギナンテン	
		イヌツゲ	トウネズミモチ	ヒイラギ	ピラカンサ	ヒラドツツジ	
		ヒイラギモクセイ	マテバシイ	モチノキ	マンリョウ	ヤツデ	
落葉樹	落葉樹	モリシマアカシ	カナメモチ	ヒサカキ	ツゲ	エニシダ	
		ハマヒサカキ	アセビ	キヨウチクトウ			
		マサキ					
		樹高 10 メートル以上 になる もの	アオギリ	アキニレ	エノキ	アジサイ	オオデマリ
落葉樹	落葉樹	エンジュ	カツラ	クヌギ	コデマリ	シモクレン	
		ケヤキ	コナラ	コブシ	ドウダンツツジ	ハギ	
		サワグルミ	シダレヤナギ	シダレザクラ	ボケ	ムラサキシキブ	
		シンジュ	プラタナス	トチノキ	ライラック	ヤマブキ	
落葉樹	落葉樹	センダン	フウ	トウカエデ	ユキヤナギ	レンギョウ	
		ナツツバキ	ナンキンハゼ	ニセアカシヤ	ネコヤナギ	フヨウ	
		ハクモクレン	ポプラ	ユリノキ			
		ハンノキ					
落葉樹	落葉樹	樹高 10 メートルに満たない もの	アカメガシワ	イロハモミジ	イイギリ		
		ウメ	エゴノキ	サトザクラ			
		サルスベリ	ソメイヨシノ	ネムノキ			
		ハナミスギ	マユミ	ヤマザクラ			
落葉樹	落葉樹	ヤマモミジ	ムクゲ				

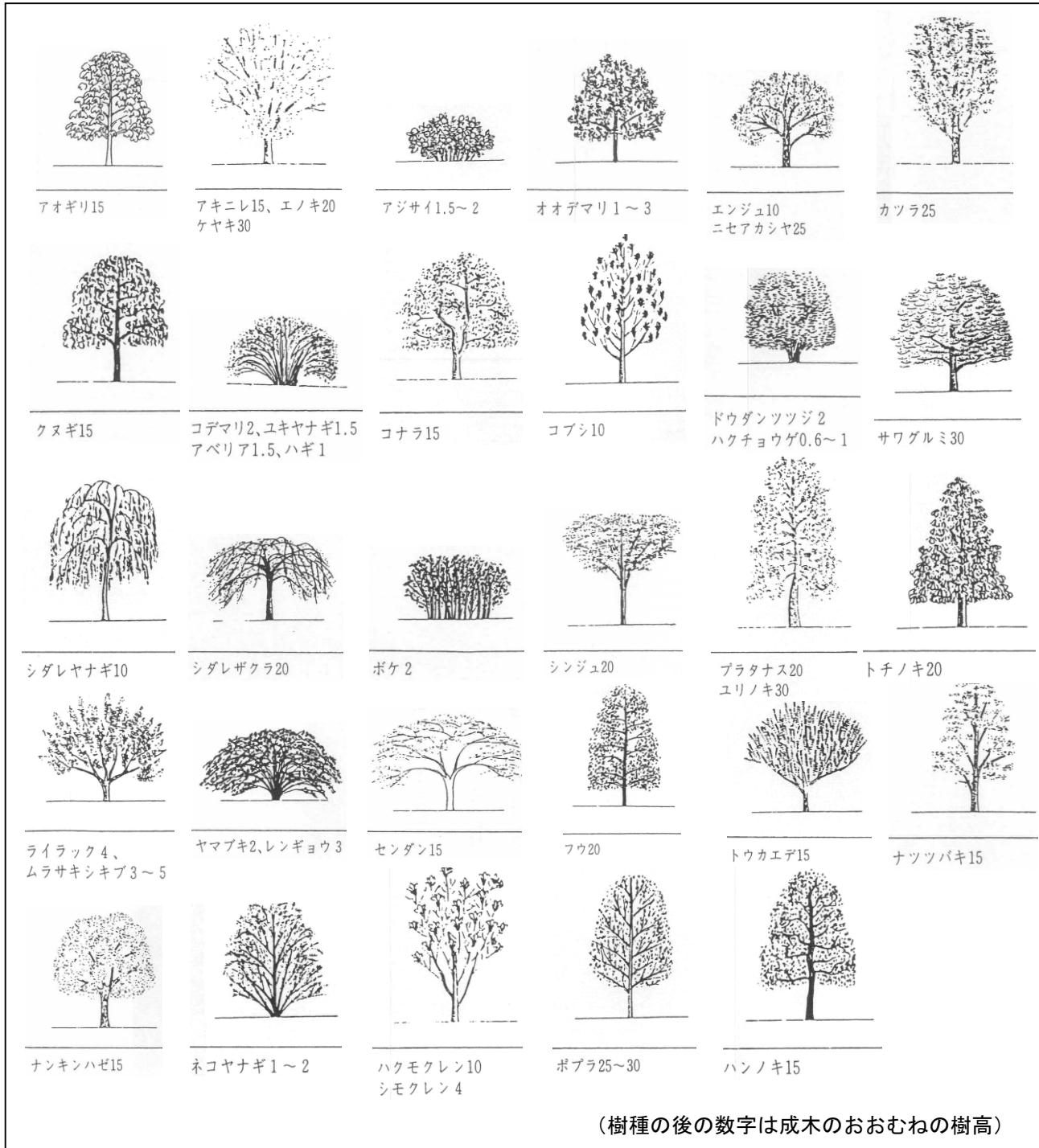
広葉樹（常緑樹　樹高10メートル以上になるもの）



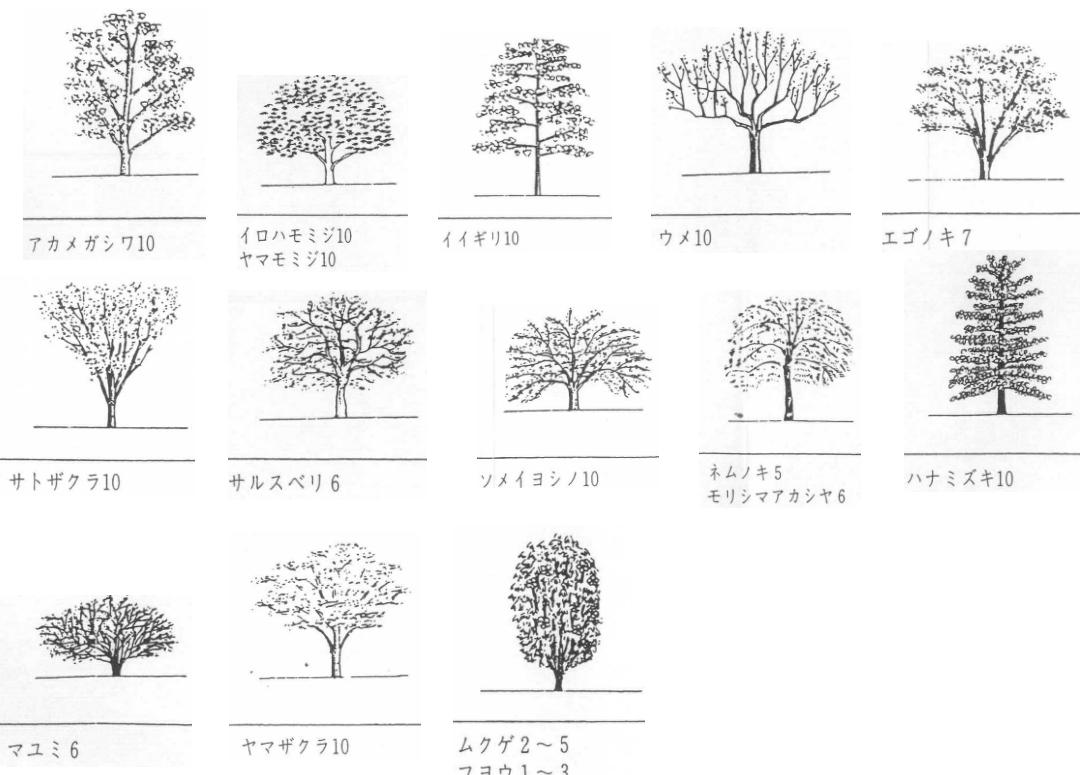
広葉樹（常緑樹　樹高10メートルに満たないもの）



広葉樹（落葉樹 樹高 10 メートル以上になるもの）



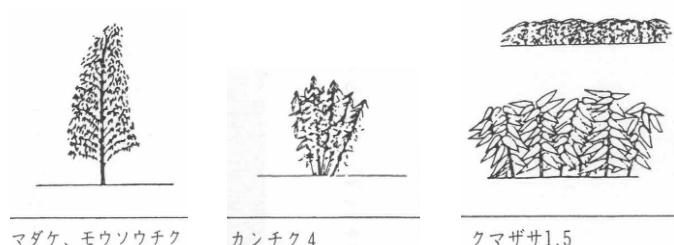
広葉樹（落葉樹　樹高 10 メートルに満たないもの）



(樹種の後の数字は成木のおおむねの樹高)

		高木 (成木に達したとき、おおむね 4 メートル以上になる樹木)	高木以外の樹木		
タケ・ササ類	樹高 10 メートル以上になるもの	マダケ モウソウチク	クロチク カンチク ホウライチク クマザサ		
	樹高 10 メートルに満たないもの	ヤダケ ナリヒラダケ			
特殊樹	樹高 10 メートル以上になるもの	シュロ (ワジュロ)	カンノンチク		
	樹高 10 メートルに満たないもの	ソテツ トウシュロ			
つる物	常緑樹	ムベ キズタ スイカヅラ			
	落葉樹	アケビ ツルバラ フジ ノウゼンカヅラ ナツヅタ			

タケ・ササ類



(樹種の後の数字は成木のおおむねの樹高)

II. 景観形成イメージおよび解説

1. 沿道景観形成地区のイメージ

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

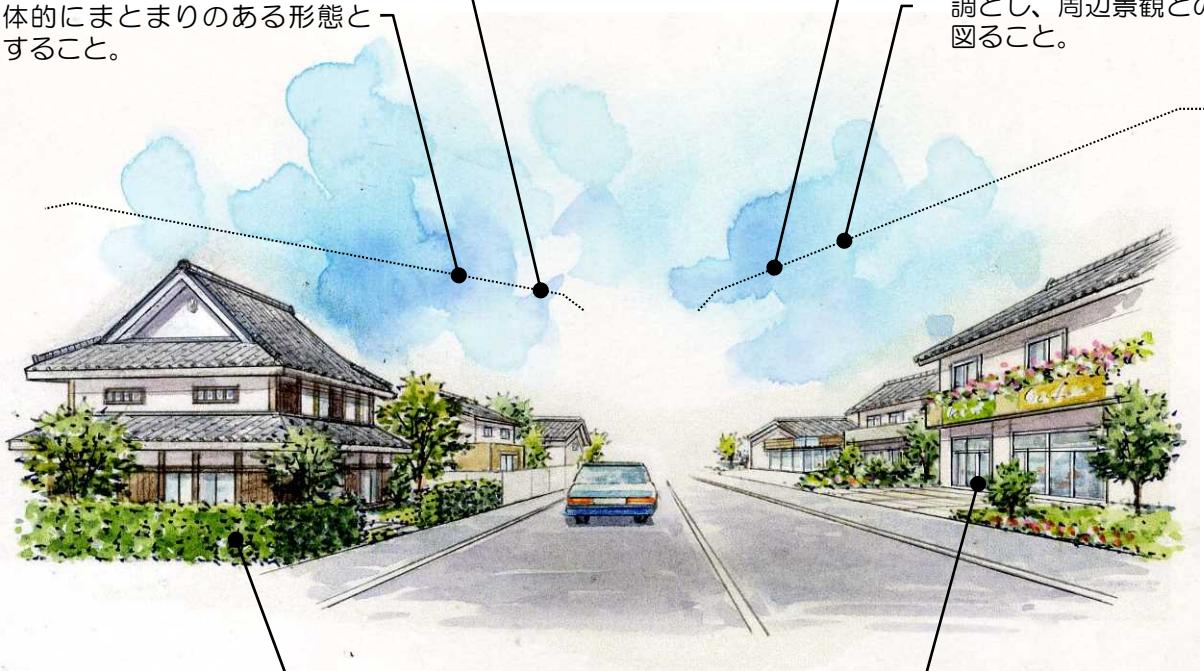
周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。

周辺の建築物の配置状況を勘案し、整然とした街路景観が形成できるよう配慮すること。

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。

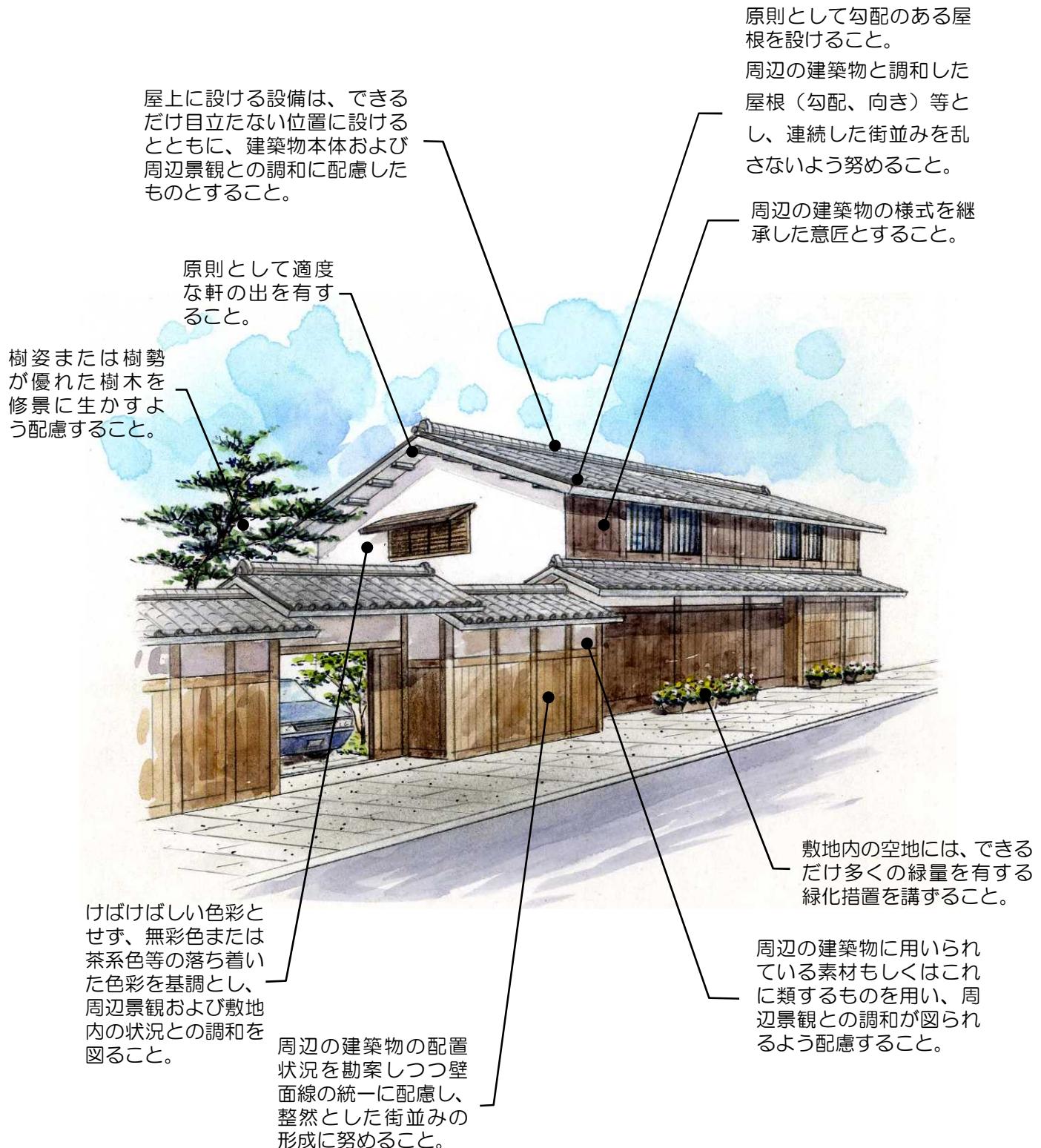
原則として建築物の外壁は、道路から2m以上後退すること。

道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努めること。



2. 建築物のイメージ

① 伝統的な専用住宅



② 現代的な専用住宅（1）

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

原則として勾配のある屋根を設けること。

原則として適度な軒の出を有すること。

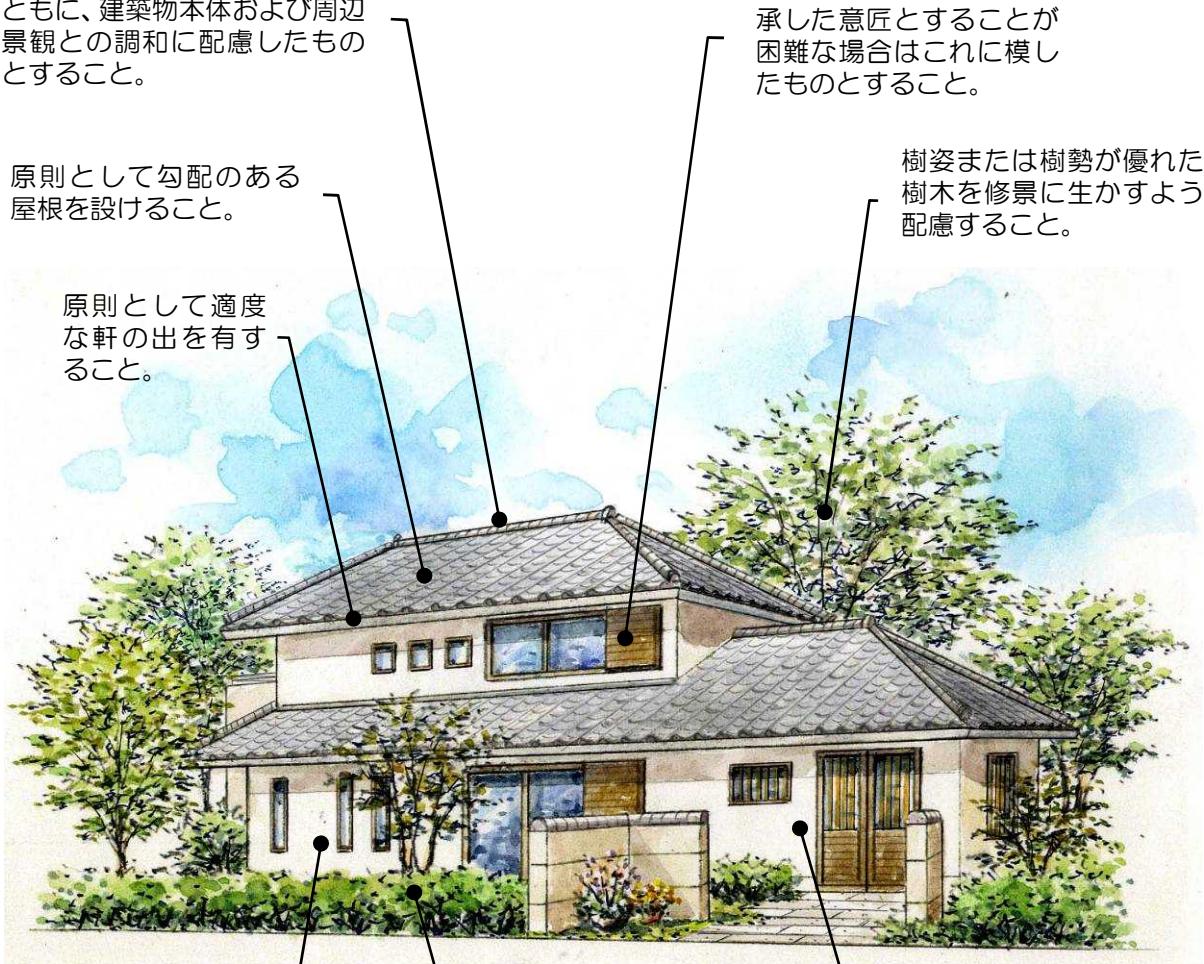
周辺の建築物の様式を継承した意匠とすることが困難な場合はこれに模したものとすること。

樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かすよう配慮すること。

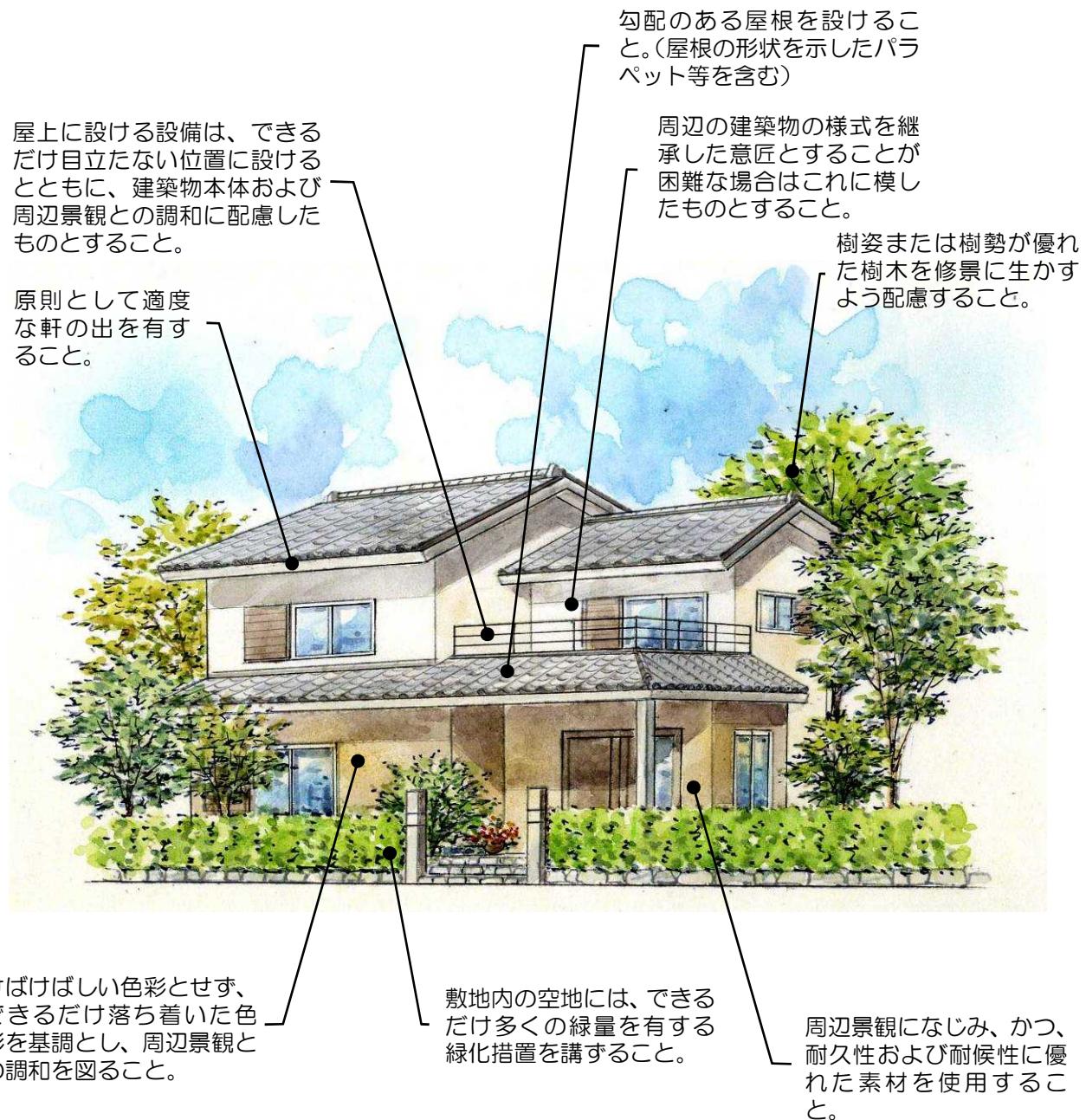
けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。

敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。

周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。



③ 現代的な専用住宅（2）



④ 低層共同住宅

原則として勾配のある屋根を設けること。

けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。

原則として適度な軒の出を有すること。

屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとすること。

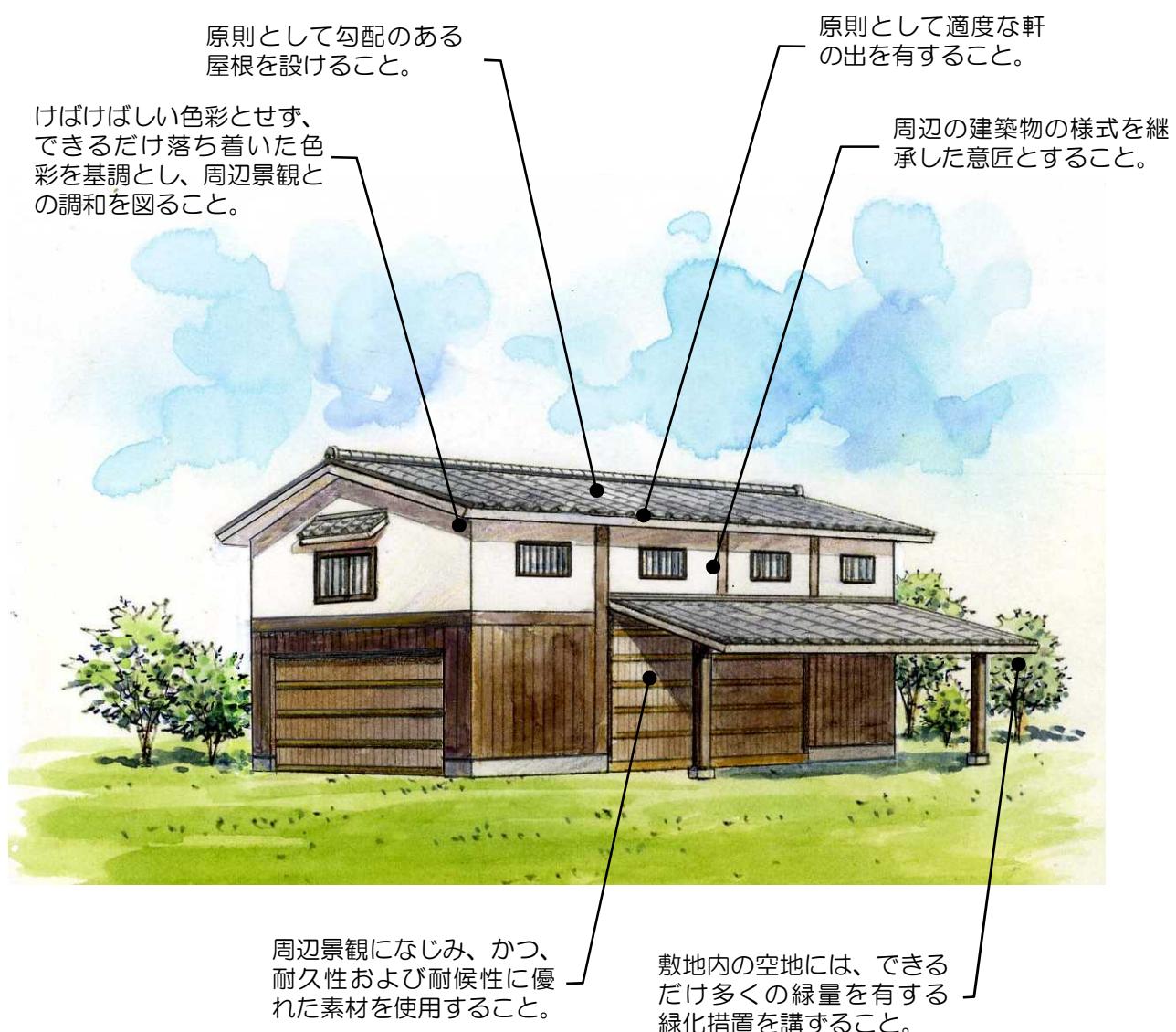
周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。



周辺景観に併み、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。

敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。

⑤ 小規模倉庫・作業場



⑥ 小規模店舗

